



あなたに、ベスト・ウェイ。

NEXCO

東日本

NEWS RELEASE

平成 30 年 2 月 28 日
東日本高速道路株式会社
関東支社

E14 京葉道路(篠崎IC～船橋IC) ETC料金案内について

～平成30年3月26日(月)午前0時からETCをご利用の際、出口で通行料金をご案内できるようになります～

NEXCO東日本関東支社(埼玉県さいたま市)は、**E14** 京葉道路の篠崎インターチェンジ(IC)～船橋 IC 間において、平成 30 年 3 月 26 日(月)午前 0 時から ETC をご利用の際、出口で通行料金をご案内できるようになりますので、お知らせします。

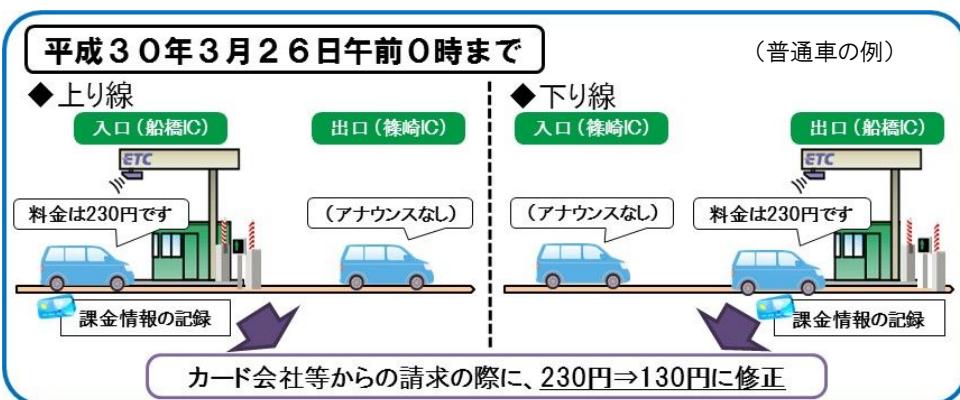
当該区間では料金所が設置されていない入口又は出口に ETC アンテナを新たに設置して無線通信を行いますので、入口から出口まで同じ ETC カードを車載器に挿入してご利用ください。

なお、カード会社等から請求する通行料金は、これまでと変更ありません。

1. 平成 30 年 3 月 26 日(月)午前 0 時までの運用

(1) ご利用時の料金案内

京葉道路の篠崎 IC～船橋 IC 間で ETC をご利用の際、料金所の料金表示器や ETC 車載器などでは、京葉道路と首都高速を連続利用(※1)する場合の料金が案内されます。地域内利用(※2)の場合、後日カード会社などから請求させていただく際に、地域内利用の料金となります。



※1 京葉道路と首都高速の連続利用とは

首都高速の京葉道路接続部と京葉道路の原木料金所、船橋料金所または船橋本線料金所を 1 時間以内に通過している場合をいいます。

※2 地域内利用とは

京葉道路のみのご利用もしくは京葉道路と東関東自動車道、千葉東金道路または館山自動車道を連続してご利用される場合をいいます。

(2) ETC 利用照会サービスでの表示

ETC 利用照会サービスでは、確認中の明細の場合、京葉道路と首都高速を連続利用する場合の料金が表示され、地域内利用であることが確認できた場合には、ご利用から一定期間経過後(最大約 3 週間後)、明細が確認中から確定になる際に、表示料金が本来の地域内利用の料金に下方修正されます。

なお、クレジットカード会社の請求書、ETC コーポレートカード利用明細書等では、ご利用区間に応

じた料金で請求されます。

(3) 料金案内変更の準備

出口で通行料金を案内する準備のため、平成30年3月8日(木)以降、今回新たに設置したETCアンテナの動作を順次開始します。これにより、ご利用の際にETC車載器が反応する場合やETC利用照会サービスでの表示が従前と異なる場合がございますが、ご利用料金や次回のETC走行に影響はございません。

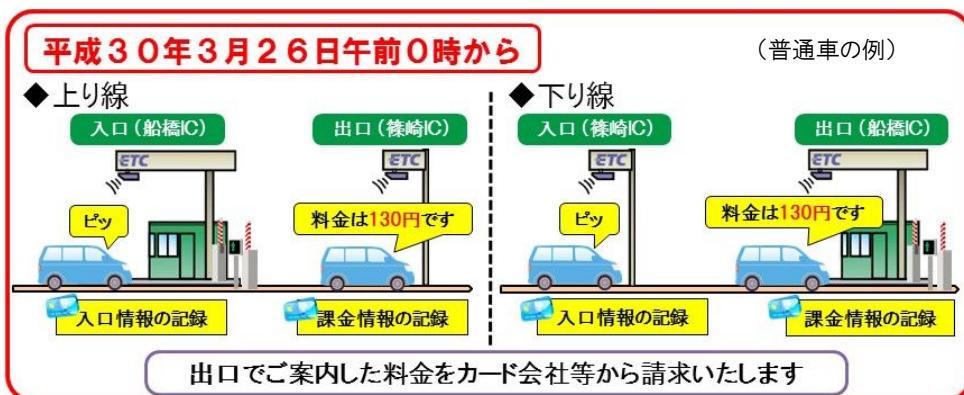
2. 平成30年3月26日(月)午前0時からの運用

(1) ご利用時の料金案内

平成30年3月26日(月)より、ETCをご利用の際に、料金所の料金表示器やETC車載器などで、京葉道路と首都高速を連続利用する場合の料金、または地域内利用の料金が出口通過時に案内されるようになります。

上り線では、入口料金所で入口情報を記録する無線通信を行い、出口に新たに設置したETCアンテナで出口情報を記録する無線通信を行い、料金をご案内します。

下り線では、入口に新たに設置したETCアンテナで入口情報を記録する無線通信を行い、出口料金所で出口情報を記録する無線通信を行い、料金をご案内します。



(2) ETC利用照会サービスでの表示

ETC利用照会サービスでは、確認中の段階から、ご利用された入口IC・出口ICや通過時刻、通行料金(京葉道路と首都高速を連続利用する場合の料金、または地域内利用の料金)が表示されるようになります。

3. ご利用上の注意

- (1) 上下線ともに、入口では入口情報を記録し、出口通過時に料金を課金しますので、入口から出口まで同じETCカードを車載器に挿入してご利用ください。
- (2) 入口または出口で通信異常が生じた場合は、ご利用区間に応じた料金で請求されない場合がございますので、走行後にお客さまセンターへお申し出をお願いいたします。お申し出のご利用が確認できましたら、ご利用区間に応じた料金に修正させていただきます。
- (3) 上り線の入口料金所で利用証明書の発行を希望される場合には、ETC車載器を搭載されてい

ても、上り線の構造上、出口を特定できないことから、地域内利用の料金での発行はできません。また、下り線の出口料金所で利用証明書の発行を希望される場合には、ETC車載器を搭載されて入口アンテナで正常に通信されていれば、地域内利用の料金での発行となります。

※参考資料

別紙 京葉道路(篠崎 IC～船橋 IC) ETC料金案内

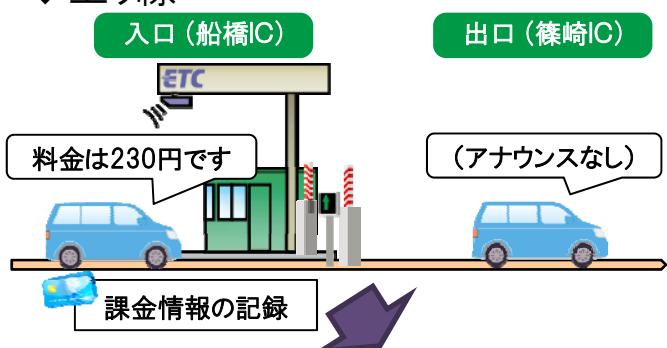
E14 京葉道路（篠崎IC～船橋IC）

**平成30年3月26日午前0時から ETC をご利用の際
出口で通行料金をご案内できるようになります**

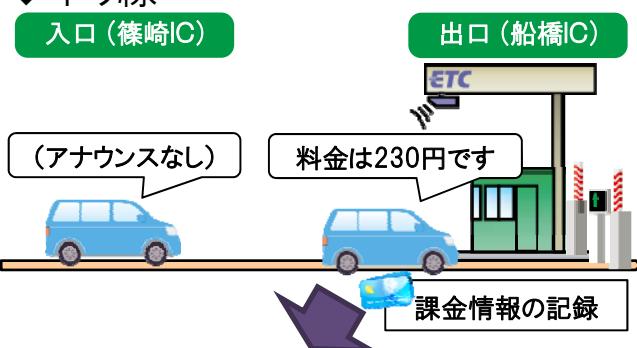
- ◎ カード会社等から請求する通行料金は、これまでと変更ありません
- ◎ 入口から出口までETCカードを車載器に挿入したままご走行ください

平成30年3月26日午前0時まで

◆上り線



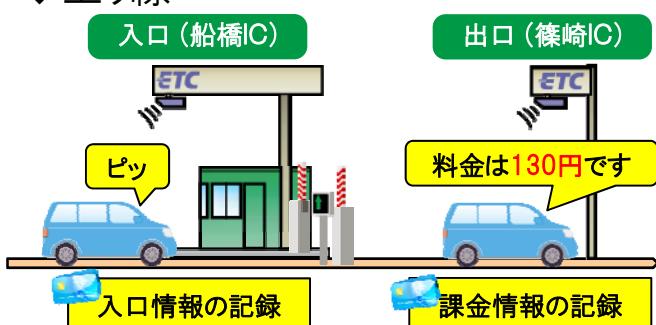
◆下り線



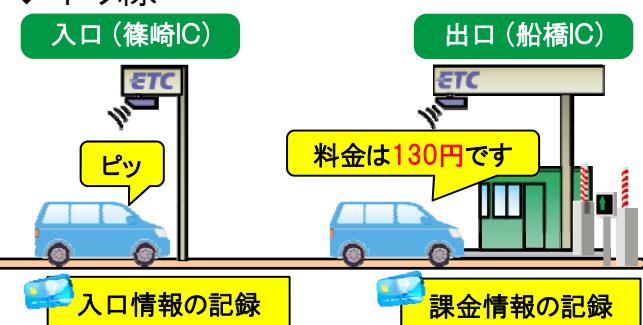
カード会社等からの請求の際に、230円⇒130円に修正

平成30年3月26日午前0時から

◆上り線



◆下り線



出口でご案内した料金をカード会社等から請求いたします

○入口では入口情報を記録し、出口料金所（または出口アンテナ）通過時に料金を課金しますので、
入口から出口まで同じETCカードを車載器に挿入してご利用ください。

○入口または出口で通信異常が生じた場合は、ご利用区間に応じた料金で請求されない場合がございますので、
走行後にお客さまセンターへお申し出をお願いいたします。

○上り線の料金所で利用証明書の発行を希望される場合は、**首都高速と連続して利用する場合の料金**となります。
下り線の料金所で利用証明書の発行を希望される場合は、入口情報に基づいた料金となります。

<ご注意>・上図は首都高速と連続して利用しない場合の例です。また、料金の額は、普通車の例です。

・車載器からのアナウンスは機種によって異なりますので、上図は一例です。